

古賀市バスケットボール協会規約

第一章 総 則

名称及び事務所

第1条 本会は古賀市バスケットボール協会と称し、事務所を古賀市内に置く

第二章 目的及び事業

目的

第2条 本会は、バスケットボールを通じ市内相互の融和と心身の健全な育成を計り、かつ有意義な余暇を過ごすことを目的とする。

事業

第3条

本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- ① バスケットボール大会の開催及び主管ならびに派遣。
- ② バスケットボール競技普及及び技術向上の為の講習会の開催
- ③ 表彰
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事項
- ⑤ 福岡県民体育大会、全国青年体育大会への選手選抜及び派遣。

第三章 加盟団体

構成

第4条

本会はバスケットボールを愛好し、市内に居住または市内在勤(学生可)、市内出身者もしくは、加盟団体に所属する会員で構成する。

- ① 加盟はチーム登録制とする。
- ② 追加登録は認める。

第四章 役 員

役員

第5条

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 会 長 | 1名 |
| ② 副 会 長 | 1名 |
| ③ 事 務 局 員 | 1名(会計兼任) |
| ④ 理 事 長 | 1名(古賀市体育協会理事兼任) |
| ⑤ 常 任 理 事 | 若干名 |
| ⑥ 広 報 委 員 | 1名(古賀市体育協会広報兼任) |
| ⑦ 監 事 | 2名 |
| ⑧ 強 化 委 員 | 若干名 |
| ⑨ 審 判 部 長 | 1名 |

役員を選出及び職務

第6条 本会役員は第2条の目的達成のための業務を行う。

第7条 会長は常任理事会で推挙し、総会で承認する。
会長は本会を代表し総会を総括する。

第8条 副会長は常任理事会で推挙し、総会で承認する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 常任理事は加盟団体より1名を推挙し、理事会で承認し会長が委嘱する。
常任理事は常任理事会を構成し、会務を審議し執行する。

第10条 理事長は常任理事会において互選し、会長が委嘱する。
理事長は総会及び常任理事会の決定に従い、本会の会務を執行するとともに

古賀市体育協会へ報告、または意見する。
理事長は会長及び副会長に事故あるときはその職務を代行する。

第11条 理事長に事故あるときは常任理事より代行を選出し、その職務を代行する。

第12条 監事は総会にて選出し、会長が委嘱する。
監事は会計並びに会務を監査する。

役員任期

第13条 本会の役員任期は2年とする。
① 欠損または増員になり選任された役員は、前任者又は現在者の残任期間とする。
② 役員はその任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第五章 名誉会長、顧問及び参与

名誉会長、顧問、参与の選出及び職務

第14条 本会に名誉会長、並びに顧問、参与を置くことができる。
① 名誉会長並びに顧問、参与は本会に功労のあった者のうちから、常任理事会の推薦によって会長が委嘱する。
② 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
③ 参与は会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べる
ことができる。

第六章 会 議

総会

第15条 総会は第5条の役員をもって構成する。

第16条 総会は会長が収集し、毎年1回開催する。
① その他、会長が必要と認めるとき、または役員1/3以上の要請があった時は臨時に開催することができる。

議長選任

第17条 総会の審議を円滑に行うため、総会冒頭に議長を選任し、会長が委嘱する。
① 議長は総会に出席している役員のうち、立候補、推薦によって選任する。
② 立候補、推薦がない場合には、事務局員に一任する。

第18条 総会は次の事項を審議決定する。
① 事業
② 予算及び決算
③ 役員選出及び承認
④ 規約・規定等の制定及び改廃
⑤ その他の重要事項

常任理事会

第19条 常任理事会は会長が招集し、必要に応じて随時開催する。

第20条 常任理事会は次の事項を審議し執行する。
① 総会に提出する事項の原案作成
② 予算
③ 総会での決定事項
④ 理事以外での役員推挙
⑤ その他、理事長が必要と認めた事項

会議の定数

第21条 本会の会議はすべて構成人員1/2以上の出席者をもって成立する。
但し、総会における委任状は、これを認める。

会議の決議

第22条 本会のすべての会議における決議は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

第七章 会 計

一般会計

第23条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- ① 協会登録料
- ② 体育協会補助金
- ③ 寄付金

特別会計

第24条 本会に特別会計を設ける。

- ① 特別会計は常任理事会の議を経て事業から生じた余剰金を繰り入れるものとする。
- ② 特別会計は常任理事会の議を経て、一般事業経費に支出することができる。

会計年度

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日迄とする。

第八章 規約の改廃

第26条 本規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

- ① この規約は平成20年4月より施行する。